



公文書一部開示決定通知書

23筑議第 708 号
平成24年 3月13日

濱 武 振 一 様

筑紫野市議会
議長 大石 泰



平成24年3月9日付の公文書の開示請求については、筑紫野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり公文書の一部を開示することに決定したので通知します。

なお、公文書の開示を受けるときには、この通知書を情報公開室の職員に提示してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	「エコ・センチュリー21(株)の産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出を求める請願書」 請願の一部訂正願 請願の一部訂正について 請願取下申出書 請願の取り下げ許可について
公文書の開示を行う日時及び場所	【日時】 平成24年 3月14日 (午前・ 午後) / 時 00分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。 【場所】 情報公開室
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
公文書の一部を開示しない理由	筑紫野市情報公開条例第7条第3号に該当 (理由) 法人その他の団体に関する情報である住所、氏名、印影、電話番号については、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため開示することができません。
筑紫野市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書を開示することができる時期(明記することができる時のみ記入)	年 月 日 (ただし、当該公文書の開示を希望される場合は、同日以降改めて開示請求が必要となります。)
所管課等名	議会事務局 議事課 議会担当 電話番号 092-923-1111 (内線469)
※ この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に筑紫野市議会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日(異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定を知った日)の翌日から起算して6箇月以内に筑紫野市を被告として(訴訟において筑紫野市を代表する者は、筑紫野市議会議長となります。)、提起することができます。 なお、この決定又は異議申立てに対する決定を知った日から6箇月以内であっても、この決定又は異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物
処理施設の設置に反対する意見書の提出を
求める請願書

平成24年 2月17日

紹介議員 筑紫野市議会議員

氏名	松原 静雄	
氏名	森田 健二	
氏名	尾野 正義	
氏名	井上 剛士	



エコ・センチュリー２１（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出を求める請願書

1. 請願の要旨

筑紫野市大字山家２０５３番地４２にエコ・センチュリー２１（株）が、産業廃棄物処理施設の設置計画を福岡県に提出しています。山家地区住民及び御笠地区の関係行政区住民の大多数が反対しています。エコ・センチュリー２１（株）の施設設置を許可しないように福岡県に対して、意見書を提出していただきますよう請願します。

2. 請願理由

山家地区には、人口３０００名弱の山間の地域に８社もの産業廃棄物処理関連施設が存在しています。

これは、大型車の通行が可能な道路網の整備がされていること。又併せて、人口が少なく山林に囲まれた地域であることなどが産業廃棄物の処理関連施設が多い理由になっています。今回、これらに加えて大型の産業廃棄物処理施設が設置されようとしています。この施設が設置されますと、産業廃棄物の処理関連施設の集積に拍車がかかるものと考えています。

又、今回は、焼却施設、乾燥施設、破碎施設、中和施設及び二期工事で灰の溶融施設など多種類の処理施設が設置されようとしています。これらの施設設置に伴い下記の問題が発生するのではないかと危惧をしています。

記

① エコ・センチュリー２１（株）の信用に関すること。

この施設が、設置を計画している地続きの山家２０６０番地７において、（株）環境施設は、汚泥の中間処理等を行っていること。この（株）環境施設（社長は同一人物）は、現在操業しており、過去にトラブルを起こしていること。

この度、さらに事業を拡大し、一般廃棄物並びにあらゆる産業廃棄物の処理を多量に取り扱うことについて住民の不安がますます大きくなっていること。

② 大気汚染に関すること。

高温処理とはいえ、あらゆる産業廃棄物を日量９０トン焼却することによる排気ガス・煤塵による被害が生じる不安があること。

③ 水質汚染に関すること。

処理場から出される水が河川に流入することにより土壌汚染、地下水の汚染が心配されること。一例をあげると、平成２３年２月初めから環境基準をオーバーする排水が、流され、福岡県の立入り調査と指導が継続して実施されたが、約８ヶ月間汚水の流出は止まらなかったこと。１０月になってようやくこの件は解決したこと。

④ 焼却後に出る灰の処理に関すること。

焼却炉から出る灰の処理は、熔融炉においてスラグ化することだが、保管時における飛散、降雨による泥流水の恐れがあること。（株）環境施設は、現在でも改良土を野積みしており、過去雨水の浸透により高いPHの水が側溝等を通じて河川に流出した事実があること。

⑤ 煤煙・破碎施設から出る粉塵による大気及び土壌汚染に関すること。

大気中に飛散した微粒子が地上に堆積、又は雨水に溶け土壌に浸透することによる土壌及び水（地下水を含む）が汚染されること。又、微粒子に含まれる物質や水との化学変化も予想されること。

⑥感染性医療廃棄物の取扱いによる細菌汚染に関すること。

感染性医療廃棄物の取扱いにより、人のみならず動植物に関しても、処理過程での細菌による感染や伝染が心配されること。特に、ウイルス菌については、対応が十分にされているか不安があること。

⑦騒音の影響に関すること。

破砕施設から出る騒音については、基準内であるとされているが、特に夜は静寂な地域であるので生活に影響が出る恐れがあること。

⑧悪臭に関すること。

焼却施設に持ち込まれる廃棄物（廃酸・廃アルカリを含む）の保管時、又は処理の過程で悪臭が出る恐れがあること。

過去、同施設付近にある他の処理場から相当の悪臭が出たことがあること。

⑨交通量の増加に伴う交通事故に関すること。

（株）環境施設の産業廃棄物処理場に入出入りする車両は、「水のマスバランス（水の収支）報告書」では、平成23年2月がトラック1270台（営業日20日）であり、一日往復126台が通行している。今回、計画されている施設（焼却・乾燥・破砕・中和の4施設）に搬入される廃棄物は、日量800トンを超えると予想される。10トン車で換算すると、80～100台で、往復ではその2倍となり、関連企業と合計すると、一日約300台以上が通行することになる。これに伴う事故発生が心配されること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第1条の目的は、「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」と規定しています。

産業廃棄物は、どこかで処理しなければならないことは理解をしますが、上記の問題が発生するおそれがある施設を設置することは、住民の健康で安心して生活できる環境（生存権）を破壊するものになると考えています。

上記の理由により、多くの住民が生活環境の不安をもっていますので、住民の生活環境を守るという観点から許認可権を有する福岡県に、エコ・センチュリー21（株）が申請している産業廃棄物処理施設の設置許可をしないように、意見書を提出していただきたく、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

平成24年2月 17 日

筑紫野市議会議長 大石 泰 様

請願者

郵便番号

連絡先（電話）

エコ・センチュリー２１（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書（案）

筑紫野市大字山家２０５３番地４２にエコ・センチュリー２１（株）が、産業廃棄物処理施設の設置計画書を福岡県に提出している。

山家地区には、現在でも、８社の産業廃棄物処理関連施設がある。これは、大型車の通行が可能な道路網の整備がされていること。さらに、人口が少なく山林に囲まれた地域であることなどが産業廃棄物の処理関連施設が多い理由になっている。今回、これらに加えて大型の産業廃棄物処理施設が設置されようとしている。

この施設が設置されると、産業廃棄物の処理関連施設の集積に拍車がかかるものと考えている。又、今回は、焼却施設、乾燥施設、破碎施設、中和施設及び二期工事で灰の溶融施設など多種類の処理施設が設置されようとしているが、これらの施設設置に伴い次の問題が発生するのではないかと危惧される。

- ①エコ・センチュリー２１（株）の社長が経営している（株）環境施設が過去にトラブルを起こしており、今回の事業拡大で住民不安は高まっている。
- ②産業廃棄物を日量９０トン焼却することによる排気ガス・煤塵による大気汚染が生じる恐れがある。
- ③環境基準をオーバーする排水が流れ、福岡県が指導したが、約８ヶ月間汚水の流出は止まらなかったことがあるので、土壌汚染、地下水の汚染が心配される。
- ④（株）環境施設は、現在でも改良土を野積みしており、高いPHの水が側溝等を通じて河川に流出した事実があるので、不十分な焼却後の灰処理による被害の恐れがある。
- ⑤煤煙・破碎施設から出る粉塵による大気及び土壌の汚染が心配される。
- ⑥感染性医療廃棄物の取扱いにより、処理過程での細菌による感染や伝染が心配される。
- ⑦交通量は、（株）環境施設と合計すると、一日約３００台以上が通行すると予想され、事故発生が心配される。

上記の問題が発生するおそれがある施設を設置することは、住民の健康で安心して生活できる環境（生存権）を破壊するものになると考える。

よって、下記のとおり、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

記

- １．エコ・センチュリー２１（株）が申請する産業廃棄物処理施設の設置許可をしないでいただきたい。

平成２４年 月 日

筑紫野市議会議長 大石 泰

福岡県知事 小川 洋 様

平成24年 2月 22日

筑紫野市議会議長 大石 泰 殿

請願者

郵便番号

連絡先（電話）

紹介議員

筑紫野市議会議員

松原 静 雄

〃

森田 健 二

〃

尾野 正 義

〃

井上 剛 士

請願の一部訂正願

平成24年2月17日付で提出した請願について、下記のとおり訂正したいので、よろしくお取りはからい願います。

記

1. 請願件名 エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出を求める請願書

2. 訂正事項

請願書の「③水質汚染に関すること。」中

「処理場から出される水が河川に流入することにより土壌汚染、地下水の汚染が心配されること。一例をあげると、平成23年2月初めから環境基準をオーバーする排水が、流され、福岡県の立入り調査と指導が継続して実施されたが、約8ヶ月間汚水の流出は止まらなかったこと。10月になってようやくこの件は解決したこと。」を

「処理場から出される水が河川に流入することにより土壌汚染、地下水の汚染が心配されること。一例をあげると、(株)環境施設は、平成23年2月初め頃から排水に関し、福岡県の立入り調査と指導を、数回、受けたことがある。」に訂正する。

意見書の「③」中

「環境基準をオーバーする排水が流れ、福岡県が指導したが、約8ヶ月間汚水の流出は止まらなかったことがあるので、土壌汚染、地下水の汚染が心配される。」を「(株)環境施設は、指導基準をオーバーする排水を流し、福岡県の指導を受けた。このようなことを数回繰り返したこともあり、土壌汚染、地下水の汚染が心配される。」に訂正する。



エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出を求める請願書

1. 請願の要旨

筑紫野市大字山家2053番地42にエコ・センチュリー21（株）が、産業廃棄物処理施設の設置計画を福岡県に提出しています。山家地区住民及び御笠地区の関係行政区住民の大多数が反対しています。エコ・センチュリー21（株）の施設設置を許可しないように福岡県に対して、意見書を提出していただきますよう請願します。

2. 請願理由

山家地区には、人口3000名弱の山間の地域に8社もの産業廃棄物処理関連施設が存在しています。

これは、大型車の通行が可能な道路網の整備がされていること。又併せて、人口が少なく山林に囲まれた地域であることなどが産業廃棄物の処理関連施設が多い理由になっています。今回、これらに加えて大型の産業廃棄物処理施設が設置されようとしています。この施設が設置されますと、産業廃棄物の処理関連施設の集積に拍車がかかるものと考えています。

又、今回は、焼却施設、乾燥施設、破碎施設、中和施設及び二期工事で灰の熔融施設など多種類の処理施設が設置されようとしています。これらの施設設置に伴い下記の問題が発生するのではないかと危惧をしています。

記

① エコ・センチュリー21（株）の信用に関すること。

この施設が、設置を計画している地続きの山家2060番地7において、(株)環境施設は、汚泥の中間処理等を行っていること。この(株)環境施設(社長は同一人物)は、現在操業しており、過去にトラブルを起こしていること。

この度、さらに事業を拡大し、一般廃棄物並びにあらゆる産業廃棄物の処理を多量に取り扱うことについて住民の不安がますます大きくなっていること。

② 大気汚染に関すること。

高温処理とはいえ、あらゆる産業廃棄物を日量90トン焼却することによる排気ガス・煤塵による被害が生じる不安があること。

③ 水質汚染に関すること。

処理場から出される水が河川に流入することにより土壌汚染、地下水の汚染が心配されること。一例をあげると、(株)環境施設は、平成23年2月初め頃から排水に関し、福岡県の立入り調査と指導を、数回、受けたことがある。

④ 焼却後に出る灰の処理に関すること。

焼却炉から出る灰の処理は、熔融炉においてスラグ化することだが、保管時における飛散、降雨による泥流水の恐れがあること。(株)環境施設は、現在でも改良土を野積みしており、過去雨水の浸透により高いPHの水が側溝等を通じて河川に流出した事実があること。

⑤ 煤煙・破碎施設から出る粉塵による大気及び土壌汚染に関すること。

大気中に飛散した微粒子が地上に堆積、又は雨水に溶け土壌に浸透することによる土壌及び水(地下水を含む)が汚染されること。又、微粒子に含まれる物質や水との化学変化も予想されること。

⑥感染性医療廃棄物の取扱いによる細菌汚染に関すること。

感染性医療廃棄物の取扱いにより、人のみならず動植物に関しても、処理過程での細菌による感染や伝染が心配されること。特に、ウイルス菌については、対応が充分にされているか不安があること。

⑦騒音の影響に関すること。

破砕施設から出る騒音については、基準内であるとされているが、特に夜は静寂な地域であるので生活に影響が出る恐れがあること。

⑧悪臭に関すること。

焼却施設に持ち込まれる廃棄物（廃酸・廃アルカリを含む）の保管時、又は処理の過程で悪臭が出る恐れがあること。

過去、同施設付近にある他の処理場から相当の悪臭が出たことがあること。

⑨交通量の増加に伴う交通事故に関すること。

（株）環境施設の産業廃棄物処理場に出入りする車両は、「水のマスバランス（水の収支）報告書」では、平成23年2月がトラック1270台（営業日20日）であり、一日往復126台が通行している。今回、計画されている施設（焼却・乾燥・破砕・中和の4施設）に搬入される廃棄物は、日量800トンを超えると予想される。10トン車で換算すると、80～100台で、往復ではその2倍となり、関連企業と合計すると、一日約300台以上が通行することになる。これに伴う事故発生が心配されること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第1条の目的は、「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」と規定しています。

産業廃棄物は、どこかで処理しなければならないことは理解をしますが、上記の問題が発生するおそれがある施設を設置することは、住民の健康で安心して生活できる環境（生存権）を破壊するものになると考えています。

上記の理由により、多くの住民が生活環境の不安をもっていますので、住民の生活環境を守るという観点から許認可権を有する福岡県に、エコ・センチュリー21（株）が申請している産業廃棄物処理施設の設置許可をしないように、意見書を提出していただきたく、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

平成24年2月17日

筑紫野市議会議長 大石 泰 様

請願者

郵便番号

連絡先（電話）

エコ・センチュリー２１（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書（案）

筑紫野市大字山家２０５３番地４２にエコ・センチュリー２１（株）が、産業廃棄物処理施設の設置計画書を福岡県に提出している。

山家地区には、現在でも、８社の産業廃棄物処理関連施設がある。これは、大型車の通行が可能な道路網の整備がされていること。さらに、人口が少なく山林に囲まれた地域であることなどが産業廃棄物の処理関連施設が多い理由になっている。今回、これらに加えて大型の産業廃棄物処理施設が設置されようとしている。

この施設が設置されると、産業廃棄物の処理関連施設の集積に拍車がかかるものと考えている。又、今回は、焼却施設、乾燥施設、破碎施設、中和施設及び二期工事で灰の溶融施設など多種類の処理施設が設置されようとしているが、これらの施設設置に伴い次の問題が発生するのではないかと危惧される。

- ①エコ・センチュリー２１（株）の社長が経営している（株）環境施設が過去にトラブルを起こしており、今回の事業拡大で住民不安は高まっている。
- ②産業廃棄物を日量９０トン焼却することによる排気ガス・煤塵による大気汚染が生じる恐れがある。
- ③（株）環境施設は、指導基準をオーバーする排水を流し、福岡県の指導を受けた。このようなことを数回繰り返したこともあり、土壌汚染、地下水の汚染が心配される。
- ④（株）環境施設は、現在でも改良土を野積みしており、高いＰＨの水が側溝等を通じて河川に流出した事実があるので、不十分な焼却後の灰処理による被害の恐れがある。
- ⑤煤煙・破碎施設から出る粉塵による大気及び土壌の汚染が心配される。
- ⑥感染性医療廃棄物の取扱いにより、処理過程での細菌による感染や伝染が心配される。
- ⑦交通量は、（株）環境施設と合計すると、一日約３００台以上が通行すると予想され、事故発生が心配される。

上記の問題が発生するおそれがある施設を設置することは、住民の健康で安心して生活できる環境（生存権）を破壊するものになると考える。

よって、下記のとおり、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

記

- １．エコ・センチュリー２１（株）が申請する産業廃棄物処理施設の設置許可をしないでいただきたい。

平成２４年 月 日

筑紫野市議会議長 大石 泰

福岡県知事 小川 洋 様

23筑議第 677 号

平成24年2月22日

請願者

[Redacted Name and Address]



筑紫野市議会議長 大石 泰

請願の一部訂正について

平成24年2月22日付で提出された下記請願の一部訂正願を許可します。

記

1. 請願件名 請願第1号 エコ・センチュリー21(株)の産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出を求める請願書

2. 訂正事項 請願書の「③水質汚染に関すること。」中
「処理場から出される水が河川に流入することにより土壌汚染、地下水の汚染が心配されること。一例をあげると、平成23年2月初めから環境基準をオーバーする排水が、流され、福岡県の立入り調査と指導が継続して実施されたが、約8ヶ月間汚水の流出は止まらなかったこと。10月になってようやくこの件は解決したこと。」を
「処理場から出される水が河川に流入することにより土壌汚染、地下水の汚染が心配されること。一例をあげると、(株)環境施設は、平成23年2月初め頃から排水に関し、福岡県の立入り調査と指導を、数回、受けたことがある。」に訂正する。

意見書の「③」中

「環境基準をオーバーする排水が流れ、福岡県が指導したが、約8ヶ月間汚水の流出は止まらなかったことがあるので、土壌汚染、地下水の汚染が心配される。」を

「(株)環境施設は、指導基準をオーバーする排水を流し、福岡県の指導を受けた。このようなことを数回繰り返したこともあり、土壌汚染、地下水の汚染が心配される。」に訂正する。

平成24年 2月27日

筑紫野市議会議長 大石 泰 様

請 願 者

住 所

氏 名

連絡先

(電話)

請 願 取 下 申 出 書

平成24年2月17日提出した請願は、次の理由により取り下げたいので申し出ます。

記

1. 請 願 件 名 エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出を求める請願書
2. 取 下 げ 理 由 請願書提出時から今日までの間に状況が変化したため



23 筑議第 684 号
平成 24 年 2 月 27 日

請願者



筑紫野市議会議長 大石 泰

請願の取り下げ許可について

標記について、平成 24 年 2 月 27 日に受理しました下記請願の取り下げ
申し出を許可します。

記

1. 請願番号 平成 24 年 請願第 1 号
2. 件 名 エコ・センチュリー 21 (株) の産業廃棄物処理施設
の設置に反対する意見書の提出を求める請願書